

# 議会の概要

令和元年（2019年）



三重県議会

## 目 次

1	議員の構成	1
2	議会基本条例	3
3	議会の運営	4
4	議会広聴広報	9
5	議員報酬	10
6	議事堂の概要	12
7	議会事務局	15
8	三重県議会の沿革	18
9	三重県の概要	22

## 表 紙

### 【三重県議会議事堂】

議事堂は、地上6階、地下2階で平成2年11月29日に竣工した。

外壁は、彫りの深い窓と石割のコントラストで表現し、屋根は、耐久性のあるステンレス鋼板を使用している。

色調は、若干淡い色調の花崗岩を使用し、艶を消す表面仕上げを行い、柔らかな落ちついた建築物とした。

なお、建物は議事堂と三重県講堂を一体のものとして建築した。

建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造り

建築面積 3,051.41 m<sup>2</sup>（議事堂+講堂他）

延床面積 15,298.27 m<sup>2</sup>（議事堂 13,751.28 m<sup>2</sup>、講堂他 1546.99 m<sup>2</sup>）

建築金額 6,250 百万円（議事堂 約 5,618 百万円、講堂他 約 632 百万円）

## 裏表紙

### 【議場】

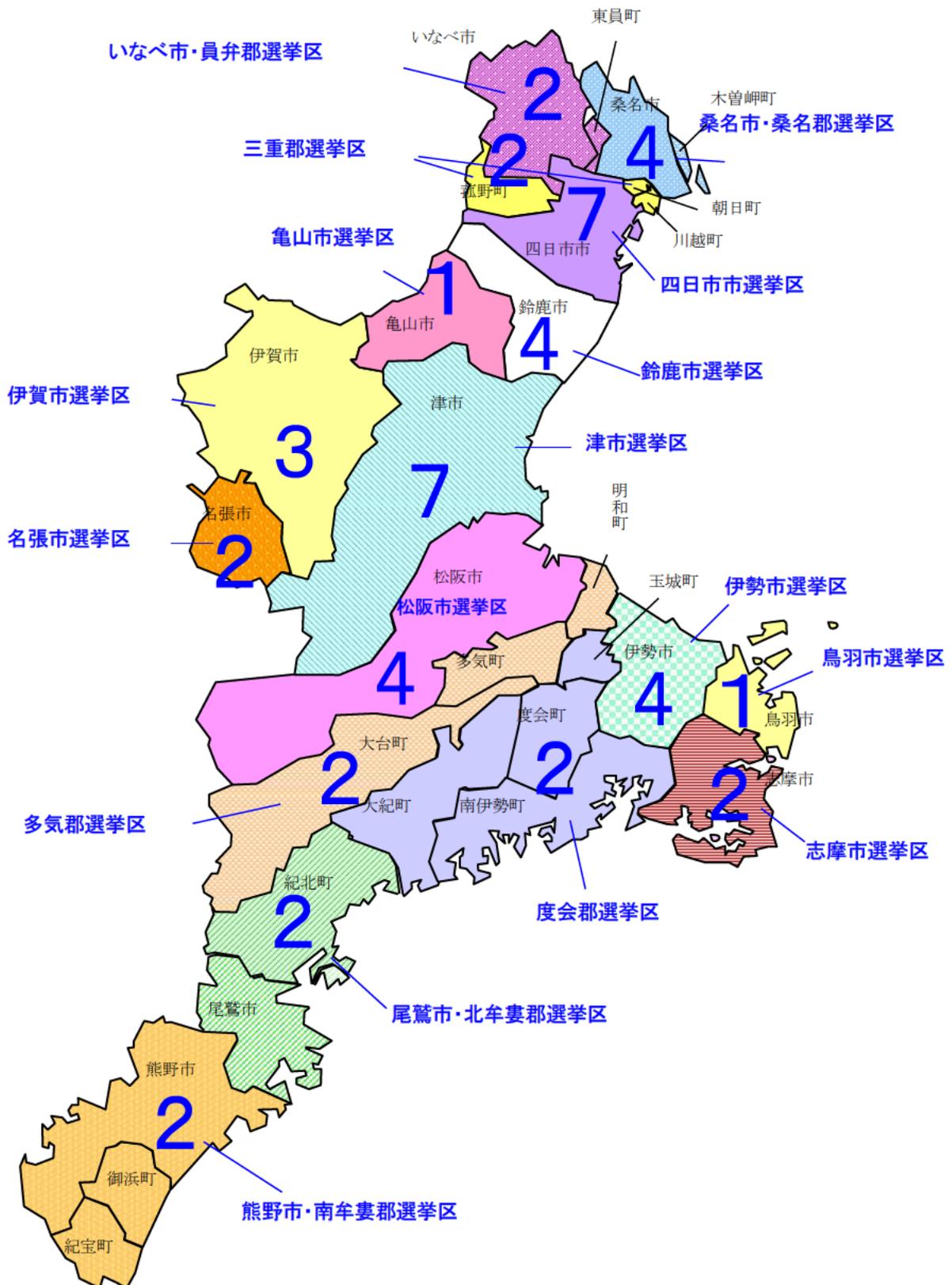
三重県議会は、「分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から真の地方自治の実現に取り組むこと」を基本理念としており、知事をはじめとする執行機関との間に常に緊張感のある関係を築き、本会議を通じて政策決定に係る議論を尽くすため、平成15年第1回定例会から「議場の型」を「対面演壇方式」にした。

また、執行部席後方の壁面にスクリーンを設置し、質疑・質問を行う議員の正面からの映像や説明資料を映写できるようにした。

# 1 議員の構成

- (1) 議員の任期 平成31年4月30日から令和5年4月29日までの4年間
- (2) 議員の定数と現員 現在の定数 51人、現員 51人、17選挙区 (令和元年6月1日現在)
- (3) 定数及び選挙区の改正 改正条例定数 51人、17選挙区 (平成30年3月22日改正)

## 三重県議会議員の選挙区と議員定数

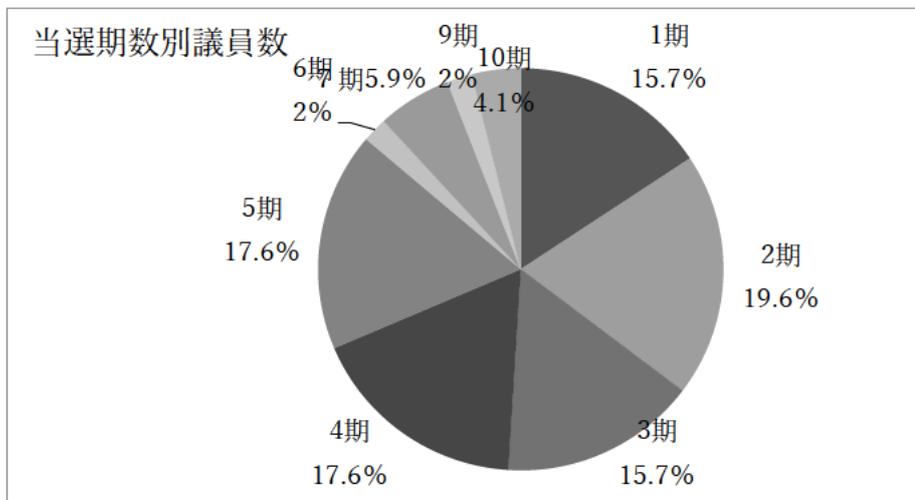


(4) 会派、当選期数別議員数

(単位：人)

会派 \ 期数	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	9期	10期	計
新政みえ	4	2	5	4	2	1	3			21
自由民主党県議団	4	3	1	1	6					15
草莽		1	2	2	1					6
自民党		1		1				1	2	5
公明党		1		1						2
日本共産党		1								1
草の根運動いが		1								1
計	8	10	8	9	9	1	3	1	2	51

(令和元年 6月1日現在)

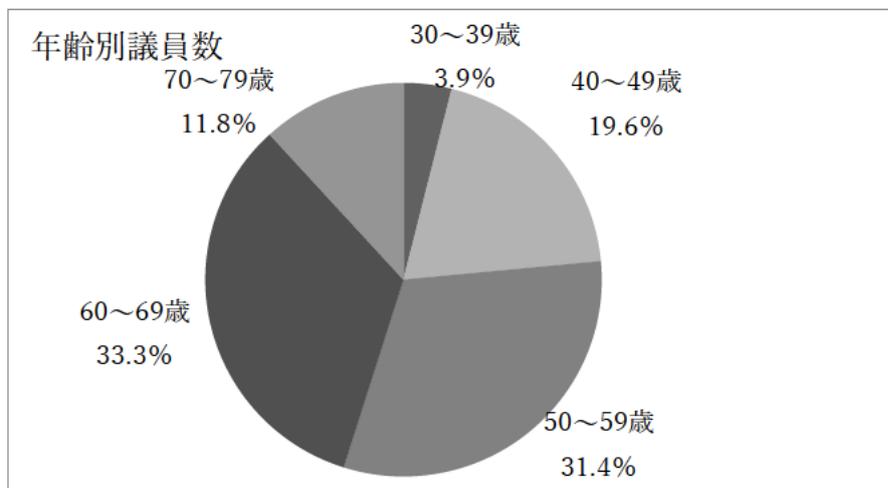


(5) 年齢別議員数

(単位：人、歳)

区分	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳～	計	平均年齢
議員数	2	10	16	17	6	51	57.3歳

(令和元年 6月1日現在)



## 2 三重県議会基本条例（平成18年12月）

- (1) 制定の経緯 平成7年～平成10年 議会の諸問題や議会改革を各会派代表者が検討
- 平成13年12月 政策推進システム対応検討委員会（議員7人）
- 平成14年3月 ●三重県議会の基本理念と基本方向を決議
- 平成15年10月 議会改革推進会議（全議員）
- 三重県議会の基本理念と基本方向の追加決議
- 平成17年3月 二元代表制における議会のあり方検討会（議員7人）（※名称変更）
- 平成18年**5月 議会基本条例検討会（議員12人）
- 9月 ●議会基本条例素案を公表
- 12月 ●本会議で全会一致で議決(12/20)、公布及び施行(12/26)**
- 平成23年6月 条例に関する検証検討プロジェクト会議（議員9人）
- 平成24年6月 一部改正を議員提出条例として全会一致で可決（文書による質問等）
- 平成29年9月 議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議（議員10人）
- 平成30年6月 一部改正を議員提出条例として全会一致で可決（大規模な災害等への対応）

### (2) 制定の趣旨

地方公共団体の長と議会の議員は住民が直接選挙することが憲法に定められ、住民は長と議員の**二元代表**を持っています。地方公共団体は、**地方分権の進展**により**自らの責任で組織及び運営に関する決定**を行い、議事機関の議会は、団体の意思決定と知事等執行機関の事務が適正になされているかの監視の責務等を負います。

こうした中、**県民の様々な思いを政策に繋げる提案やさらなる議会改革**に取り組み、**県民の負託に全力で応えるため、議会の基本理念や議員の責務及び活動原則を定め、議会と知事等及び県民との関係を明らかにする基本条例**を制定しました。

### (3) 特色と概要

基本理念：二元代表制の下、分権時代を先導する議会、真の地方自治の実現

基本方針：①県民への説明責任、積極的情報公開、県民に開かれた議会運営

②議会本来の機能である政策決定と知事等の事務執行を監視・評価

③独自の政策提言と政策立案への取組

④他自治体議会との交流・連携

議員の活動原則：議員の責務、会派活動

議会運営の原則：合議機関の役割、県民への説明責任、知事等との関係

議会機能の強化：附属機関・調査機関・検討会等の設置、文書による質問、議員間討議、政務活動の透明性  
 県民との関係：県民参画、広聴広報機能、開かれた議会運営のため情報公開  
 議会改革の仕組み等：議会改革推進会議、事務局・図書館機能の強化

### 3 議会の運営

#### (1) 定例会及び臨時会

定例会は、条例で年1回（議員の任期満了による一般選挙が行われる年（以下「改選年」という。）は年2回）招集することと定められ（いわゆる通年議会）、その招集月は1月（改選年は1月と5月）です。

臨時会は、必要がある場合その事件に限り招集されます。

#### (2) 会 期

平成31年定例会及び令和元年定例会の日程

（会期日数：平成31年は58日、令和元年は225日）

	会 議 名	開 催 時 期	審 議 内 容 等
平成三一年	開会会議	1月17日	会期の決定
	2月定例会会議	2月14日～3月15日	条例案、当初予算、補正予算、請願等
令和元年定例会	開会会議	5月10日～5月15日	会期の決定、役員改選等
	6月定例会会議	6月3日～28日	条例案、補正予算、契約締結議案、請願等
	9月定例会会議	9月18日～10月18日	条例案、補正予算、企業会計決算認定、請願等
	11月定例会会議	11月22日～12月20日	条例案、補正予算、一般・特別会計決算認定、請願等
	緊急会議	上記以外	緊急に審議の必要が生じた事件

#### 【会期の見直し】

- ・H19.5代表者会議、H19.6議会改革推進会議「会期に関する検討プロジェクトチーム」
- ・H19.12.20定例会の招集回数を年2回とする条例改正を全会一致で可決、H20～定例会 年2回
- ・H22.4議会改革推進会議「会期等の見直しに関する検証検討プロジェクト会議」調査報告
- ・H24.7議会改革推進会議「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」**通年議会**
  - ① 執行部の行政活動を継続して監視することで、議会の機能を強化
  - ② 災害など不測の事態に対する危機管理体制が整えられ、県民サービスの向上
- ・「三重県議会定例会の招集回数に関する条例」H24.10.19改正、H25.1.1施行
- ・通年議会の充実のためのアンケート（全議員、H25.9） 総合評価 72%が肯定的意見

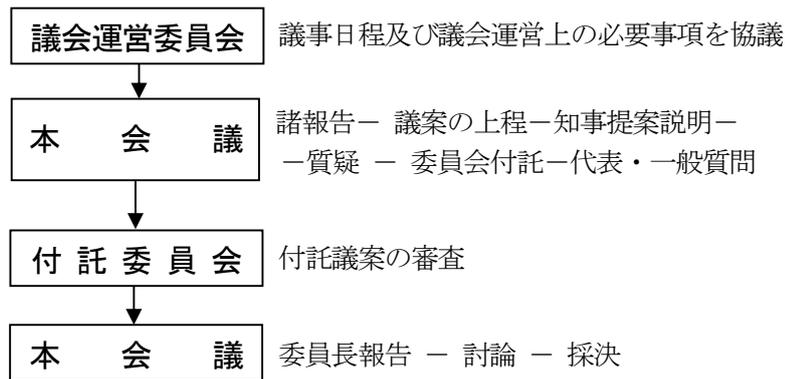
#### (3) 本会議

##### ア 会議時間

会議規則で午前10時から午後5時までと定められています。

##### イ 会議の順序

通常の場合は、次の順序で議事を進めています。



#### ウ 議事日程

議事日程は、議長が定め、会議当日議場において議員に配付しています。

#### エ 質疑、質問

(ア) 質疑と質問は区別しておこない、議場では対面演壇で行い一問一答方式等(時間内であれば質問回数制限なく、一括質問、分割質問、一問一答のいずれの方式も可能)で行い、いずれも事前通告制としています。

(イ) 代表質問は、所属議員5人以上の会派から各1人が行い、通例、9月と2月(改選年は6月も)の定例会議の議会運営委員会で調整し決定しています。質問順序は多数会派順とし、質問時間は答弁を含めて70分程度としています。

(ウ) 一般質問は、正副議長を除く各議員が、代表質問を除き年間を通じて1回の質問を基準とし、会派所属議員数に応じて各会派に配分のうえ、定例会議の都度、議会運営委員会で調整し決定しています。質問の順序は定例会議毎に会派の輪番制とし、質問時間は答弁を含めて60分程度としています。

なお、関連質問は、一般質問終了後に1日6回までとし、質問時間は答弁を含めて10分程度とし、議会運営委員会で各会派に配分等を決定しています。

(エ) 議案に関する質疑は、定例会議の初日に提出の議案に関する質疑を一般質問実施前に行い、随時提出の議案に関する質疑は、議案聴取会終了後に行うこととし、質疑時間は答弁を含めて1人15分程度です。

(オ) 文書による質問は、定例会議以外の期間に正副議長を除く議員一人当たり文書質問期間ごと(定例会議の期間を除く期間)に1回、件数は1件の質問ができることとしています。

#### (カ) 説明員の出席要求

説明員の出席要求の基本型は、次のとおりです。なお、議会の構成等に関する審議を行う本会議には説明員の出席を求めないなど、審議内容に応じて適宜変更しています。

知事部局	知事、副知事(2人)、危機管理統括監、部長、局長、会計管理者
企業庁	庁長
病院事業庁	庁長
教育委員会	教育長
選挙管理委員会	委員長又は委員
人事委員会	委員長又は委員、事務局長
監査委員	代表監査委員、事務局長
公安委員会	委員長又は委員、警察本部長
労働委員会	事務局長

#### (4) 常任委員会

##### ア 委員会名、委員の定数及び所管事項

常任委員会名	定数	所管事項
総務地域連携常任委員会	9人 (欠員1人)	総務部、地域連携部、選挙管理委員会、収用委員会の所管及びこれに関連すること。他の常任委員会の所管に属しないこと。
戦略企画雇用経済常任委員会	9人	戦略企画部、雇用経済部、出納局、議会事務局、監査委員、人事委員会、労働委員会の所管及びこれに関連すること。
環境生活農林水産常任委員会	8人	環境生活部、農林水産部、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会の所管及びこれに関連すること。
医療保健子ども福祉病院常任委員会	8人	医療保健部、子ども・福祉部、病院事業庁の所管及びこれに関連すること。
防災県土整備企業常任委員会	9人	防災対策部、県土整備部、企業庁の所管及びこれに関連すること。
教育警察常任委員会	8人	教育委員会、公安委員会の所管及びこれに関連すること。
予算決算常任委員会	50人	予算、決算及びこれに関連すること。

##### イ 委員の任期、選任方法

委員の任期は1年とし、5月会議において議長の指名により選任しています。

##### ウ 正副委員長の選任方法

委員会において互選しています。

## エ 委員会の運営状況

毎定例会月会議における付託議案の審査については、おおむね5～8日の日程で委員会を開き、審査結果は、審査報告書の提出と同時に本会議において委員長から審査の経過とともに報告し、特に要望事項などがある場合は、併せて報告しています。そのほか、必要の都度委員会を開いて所管事項の調査等を行っています。

## オ 県内外調査

(ア) 県内調査は、常任委員会（予算決算常任委員会を除く。）ごとに原則として日帰り調査を年2回実施しています。

(イ) 県外調査は、常任委員会（予算決算常任委員会にあっては理事会）ごとに2泊3日以内の行程で年1回実施できることとしています。

## (5) 議会運営委員会

### ア 構成

5人以上の所属議員を有する会派から選出する委員9人で構成しています。

なお、議長、副議長の出席、発言及び委員外議員の傍聴を認めています。

### イ 所管事項

(ア) 議会の運営に関する事項

(イ) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

(ウ) 議長の諮問に関する事項

### ウ 委員の任期、選任方法

委員の任期は1年とし、5月会議において議長の指名により選任しています。

### エ 正副委員長の選任方法

委員会において互選しています。

## (6) 特別委員会

### ア 特別委員会の名称、委員定数及び所管事項

特別委員会名	定数	所管事項
外国人労働者支援調査特別委員会	9人	外国人労働者に係る支援について調査すること

### イ 委員の在任期間、選任方法

委員の在任期間は委員会に付議された事件が議会において審議されている間とし、本会議において議長の指名により選任しています。

### ウ 正副委員長の選任方法

委員会において互選しています。

### エ 特別委員会の運営状況

議会の議決により付議された事件について、必要に応じて委員会を開いて調査等を行っています。

オ 県内外調査

- (ア) 県内調査は、必要に応じて委員会ごとに実施しています。
- (イ) 県外調査は、必要に応じ、1泊2日以内の行程で年1回、委員会ごとに実施することができることにしています。

(7) 代表者会議

ア 構成

- (ア) 議長、副議長及び5人以上の所属議員を有する会派がその所属議員のうちから選出する代表者をもって構成しています。
- (イ) 所属議員が5人に満たない会派のうち2人以上の所属議員を有する会派は、代表者会議の同意を得て1人の代表者を選出することができます。

イ 所掌事項

- (ア) 議会の行事に関すること
- (イ) 一般選挙後の議会の運営に関すること
- (ウ) 議長が会派間の意見の調整その他議会運営上必要と認めること

(8) 請願・陳情

ア 請願

- (ア) 請願は、要旨及び理由を簡潔に記載し、紹介議員1人以上が署名(又は記名押印)して、定例月会議の初日の午後5時まで提出することとしています。
- (イ) 請願は、請願文書表を作成し、所管の委員会に付託します。
- (ウ) 請願の委員会における審査の結果は、審査結果報告書で採択、不採択、継続審査に区分し、本会議において採択、不採択を決定し、採択分については、必要に応じ執行部に対してその処理の経過と結果についての回答を求めています。また、請願者に対しては、その結果を通知しています。

イ 陳情

- (ア) 陳情は、紹介議員を必要としないこと以外は、請願と同様です。
- (イ) 陳情は、議長が必要であると認めるものは、請願の例により所管の委員会に付託することができます。それ以外は委員会に付託せず、一覧表を配付し、所管の委員会において調査の対象としています。

(9) 議会の傍聴

ア 本会議の傍聴

- 傍聴希望者は、傍聴券の交付を受けて傍聴席に入場することができます。(傍聴券は、会議当日、傍聴受付で先着順に交付する。)
- 一般席の定員は、180人(うち車椅子用席10人)です。

イ 委員会の傍聴

- 各委員会について、10人を定員として希望者が傍聴することができます。常任委員会及び特別委員会について一般傍聴席の定員を超えた場合は、隣室でモニタ

ーテレビを見ることができます。

ウ その他の会議等の傍聴

(ア) 代表者会議の傍聴

10人を定員として、希望者が傍聴することができます。

(イ) 議案聴取会、全員協議会、委員長会議、広聴広報会議の傍聴

10人を定員として、希望者が傍聴することができます。定員を超えた場合は、隣室でモニターテレビを見ることができます。

## 4 議会広聴広報

(1) 広聴

ア 県民の意見を聴き議会の議論に活かすため、県政の課題をテーマに関係者や県民に参加を呼びかけ「みえ現場de県議会」(平成22年度から)を開催しています。

イ 高校生が議会体験を通じ議会に対する関心を高めるとともに、高校生の意見を議会の議論に反映するため、「みえ高校生県議会」(第1回：平成26年8月、第2回：平成28年8月、第3回：平成30年8月)を開催しています。

ウ 全ての会議の傍聴者を対象にアンケートを実施し、寄せられた意見を参考に必要な対応を行っています。

(2) 広報

ア 「みえ県議会だより」

新役員体制、本会議の概要、質問と答弁要旨、審議結果、委員会の活動状況等について年7回(タブロイド判カラー刷、4頁4回、2頁3回)発行し、新聞折込を行うとともに、公共施設やショッピングセンター等に配置しています。

イ テレビ広報

(ア) 本会議及び予算決算常任委員会総括質疑の生中継

昭和56年から代表質問のテレビ中継を実施し、平成13年第2回定例会から、代表質問・一般質問のテレビ中継を実施しています。平成16年4月から予算決算常任委員会総括質疑について、テレビ中継しています。また、平成30年度から代表質問と予算決算常任委員会総括質疑について、手話通訳を付けて生中継しています。

(イ) 県議会ハイライト

新役員体制の紹介、常任委員会・特別委員会の活動状況等について、年5回テレビ放映しています。

ウ 新聞広報

県議会の活動状況について、年2回、県議会新聞を発行し、広報しています。

エ インターネット広報

(ア) 三重県議会ホームページにおいて、県議会の活動、広聴広報、県議会のしくみ、議員の紹介、キッズサイト等について、最新の情報を提供しています。

本会議会議録は、会議録検索システムにより平成元年以降の会議録の検

索ができ、委員会会議録は、平成14年度以降の会議録を掲載しています。

議案等に対する議員別の賛否等の状況を、平成20年5月16日以降の採決から公表しています。(三重県議会ホームページアドレス <http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/>)

(イ) 平成16年第2回定例会から代表・一般質問を、平成16年4月から予算決算特別委員会(当時)総括質疑を、平成17年第2回定例会からすべての本会議、常任・特別委員会について、それぞれインターネットによる録画配信を開始しています。(現在、平成22年以降分の録画配信が視聴可能)

平成17年第3回定例会からすべての本会議、常任・特別委員会のインターネットによるライブ配信を行うとともに、平成20年9月から全員協議会のインターネットによるライブ・録画配信を行っています。

#### オ 議長定例記者会見

平成19年6月から、毎月1回、議長が記者会見を行い、インターネットによるライブ・録画配信と会見録のホームページ掲載により情報発信しています。

また、平成29年2月からは会見時に手話通訳を導入しています。

#### カ みえ県議会出前講座

平成19年9月から、広聴広報会議委員が県内の学校に出向き、県議会のしくみや役割等について講義しています。

#### キ 三重県議会Facebookページの運用

平成31年3月から、三重県議会Facebookページを開設し、三重県議会に関する情報等を県内外に向けて広く迅速に発信しています。

## 5 議員報酬等

(1) 議員報酬(平成8年1月1日適用。令和元年5月～令和5年4月は括弧書きのとおり)

議長：102万円(91.8万円)／月額、副議長：90万円(81万円)／月額、  
議員：83万円(74.7万円)／月額

(2) 期末手当(平成31年4月1日適用)

基準日(6月1日及び12月1日)現在において支給すべき報酬月額及び報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、100分の167.5を乗じて得た額に、一般職に属する県職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額を支給しています。

(3) 費用弁償(平成31年1月1日適用)

議長、副議長及び議員が職務のため旅行する場合は、その費用の弁償として、旅費を支給しています。

旅費の支給に関しては、「三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に定めるもののほか、一般職に属する県職員の例によっています。

鉄道賃、船賃、航空賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給しています。

自家用自動車による旅行の車賃の額は、1キロメートルにつき23円としています。

宿泊料は、甲地方は15,500円、乙地方は14,200円、食卓料（船で旅行する場合で、船賃に夕食代が含まれていないとき等に支給）は3,100円としています。

（４）政務活動費（平成25年3月1日適用）

ア 政務活動費

三重県政務活動費の交付に関する条例（平成13年三重県条例第49号）に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、会派及び議員に対し交付しています。

イ 金額

会派：15万円×当該会派の所属議員数／月額

※ただし、令和元年5月から4年間、議員分を含めた一人当たりの交付額（33万円）の30%（9万9千円/月）を会派分から減額しています。

議員：18万円／月額

## 6 議事堂の概要

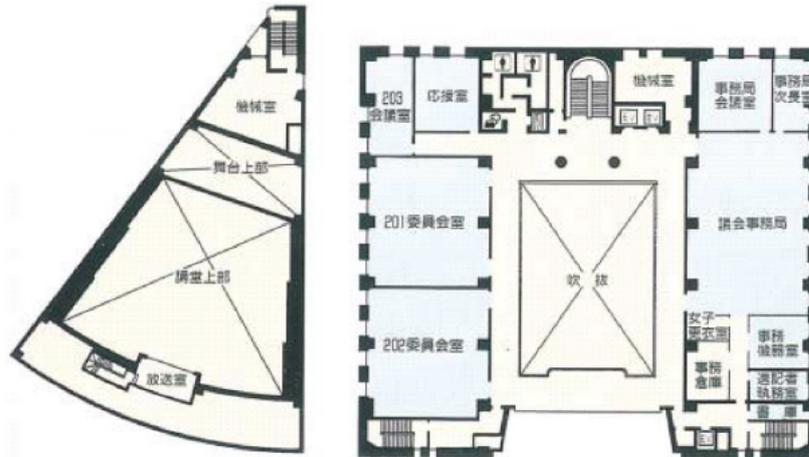
現議事堂は、旧議事堂が狭隘となったため、県庁講堂とともに建設、平成 2 年 11 月 29 日に竣工した。

### (1) 議事堂配置図

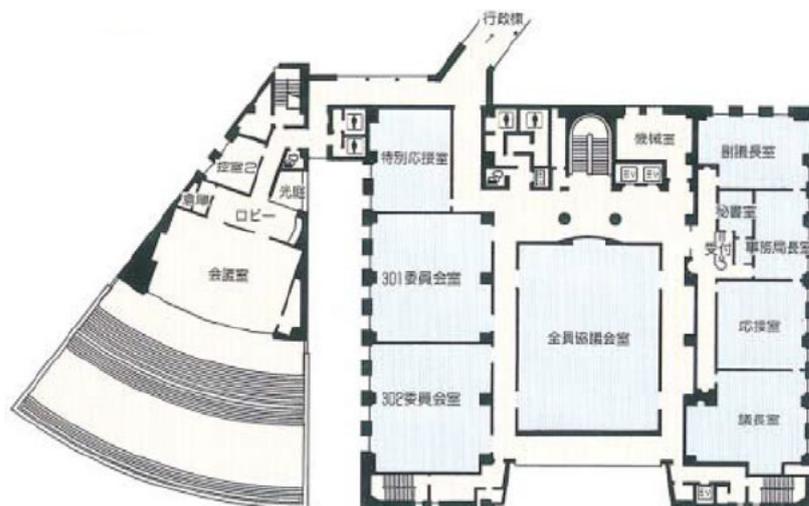
#### 1階



#### 2階



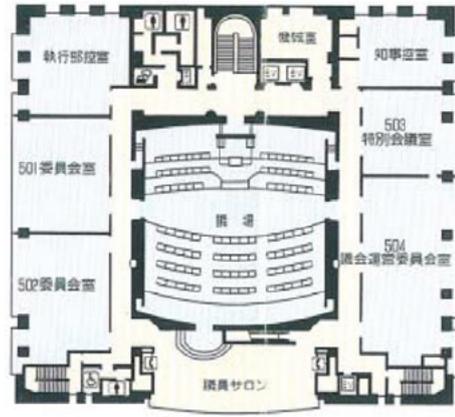
#### 3階



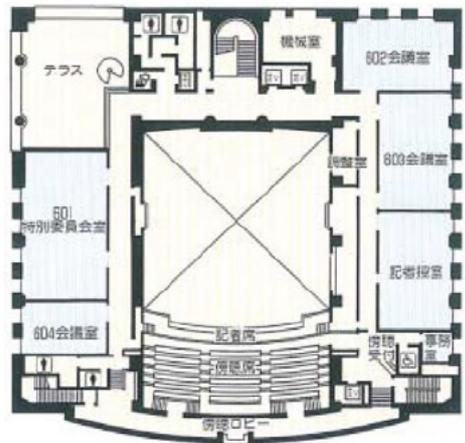
4階



5階



6階

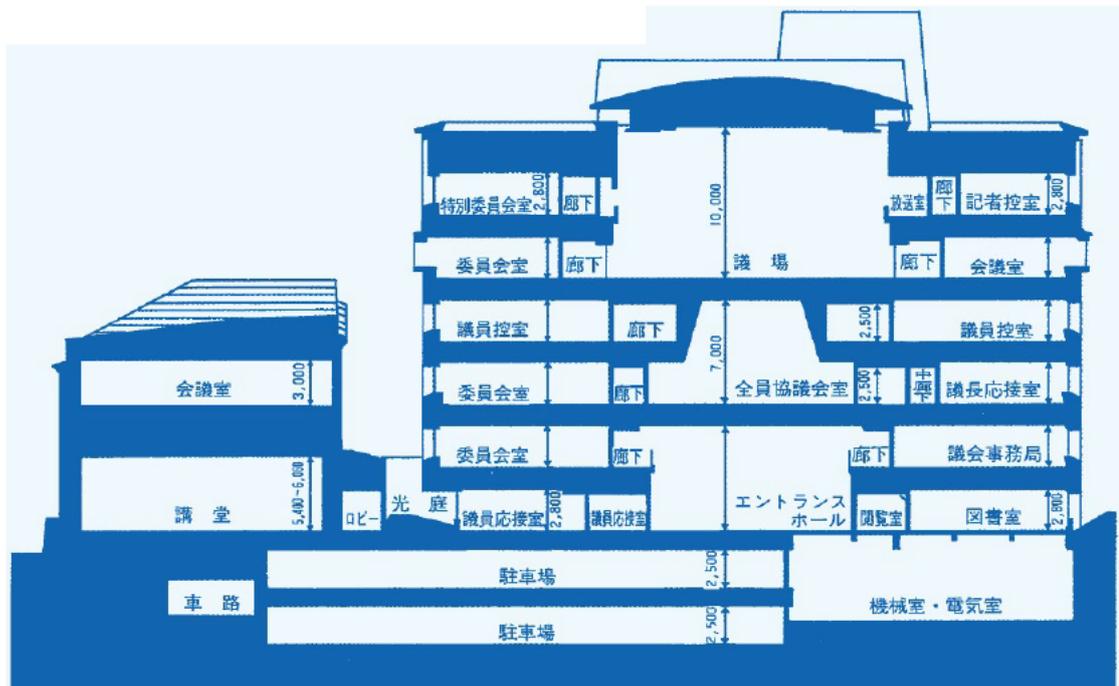


地下1階 } 駐車場・機械室など  
 地下2階 }

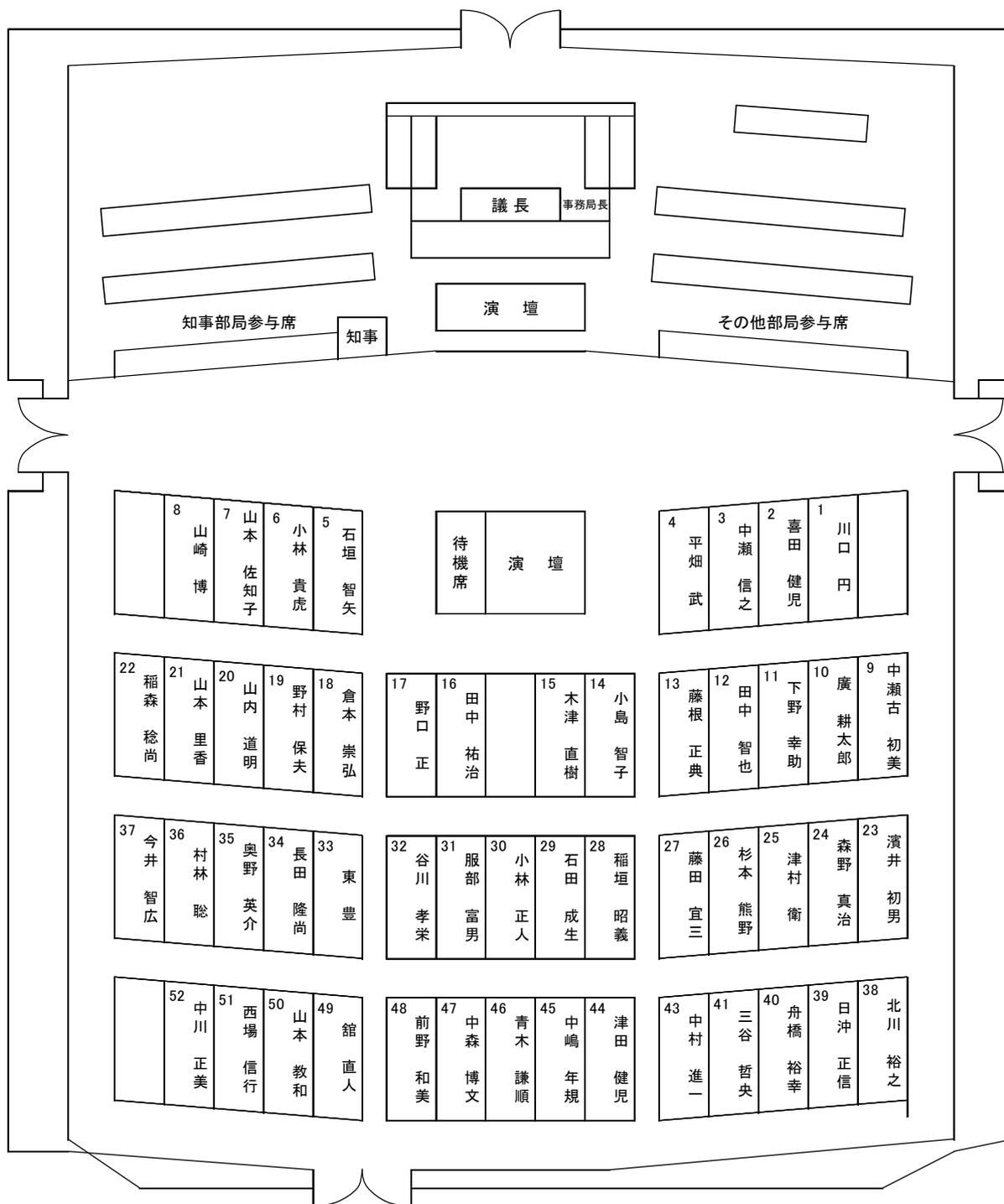
建物の概要

構造	鉄骨鉄筋コンクリート	
階数	(議事堂) 地上6階、地下2階、一部塔屋2階建 (講堂) 地上3階、一部塔屋1階建	
建築面積	3,051.41㎡	
延床面積	議事堂	15,298.27㎡
	講堂	1,327.79㎡
	渡り廊下ほか	219.20㎡
建物の高さ	(議事堂) 27.59m	(講堂) 16.64m

議事堂・講堂断面図



(2) 議場図 (令和元年5月15日から)



**三重県議会議場**

三重県議会は、平成15年第1回定例会から、議場の型を「対面演壇方式」に改修しました。この取組は、単に議場の型を変えただけでなく、知事を始めとする執行機関との間に緊張感のある関係を築き、本会議を通じて政策決定に係る議論を尽くすことが目的です。

## 7 議会事務局

### (1) 所在地

津市広明町 13 番地

三重県議会事務局（議事堂内） 総務課 電話 059(224)2871・2852  
 議事課 電話 059(224)2874・2869  
 企画法務課 電話 059(224)2877・2879・2828

### (2) 事務局の機構

事務局 ——— 総務課 ——— 総務班、秘書班  
 ——— 議事課 ——— 議事班、委員会班  
 ——— 企画法務課 ——— 企画広聴班、調査班、法務班

### (3) 職員の定数及び現員 定数 37 人 現員 39 人 (令和元年 6 月 1 日現在)

区分	事務局長	書記											小計	非常勤嘱託員	業務補助職員	合計
		次長	課長	調整監	政策法務監	課長補佐	班長	主幹	主査	主任	主事	技術専門員				
事務局長	1												1			1
次長		1											1			1
総務課			1	1		(1)	2	1	3		1	4	13(1)		9	22(1)
議事課			1			1	1(1)	3	1	1			8(1)	2	1	11(1)
企画法務課			1		1	1	1(2)	3	4	2	3		16(2)	2	2	20(2)
合計	1	1	3	1	1	2(1)	4(3)	7	8	3	4	4	39(4)	4	12	55(4)

注：定数外で企画法務課に育児休暇 1 人及び衆議院法制局研修派遣職員 1 人。( )内は兼務数。

### (4) 事務分掌

#### 総務課

議長、副議長及び事務局長の秘書に関する事	儀式、交際及び接遇に関する事
各会派の連絡調整に関する事	議員の履歴、議員報酬、費用弁償及び福利厚生に関する事
議員の資産等の公開に関する事	政務活動費に関する事
議長会、事務局長会等に関する事 (連絡調整に関する事務に限る)	議員派遣に関する事
公印に関する事	文書の収発及び保存に関する事
情報公開及び個人情報保護に関する事	事務局関係の法規に関する事
職員の人事、服務、福利厚生及び研修に関する事	予算、決算及び会計経理に関する事
事務局の所管に属する議事堂の一般管理に関する事	自動車の管理に関する事
備品及び消耗品の出納及び保管に関する事	その他他課の所管に属しない事

## 議 事 課

本会議の運営に関すること	常任委員会及び特別委員会の運営に関すること
議会運営委員会の運営に関すること	議案聴取会、全員協議会その他議事運営に関すること
議事関係の法規に関すること	議案等の整理及び配付に関すること
会議録の調製に関すること	議決、決定事項の証明、報告及び通知に関すること
傍聴に関すること	所管の情報公開及び個人情報保護に関すること
その他議事に関すること	

## 企画法務課

県行財政の調査に関すること	法令、議案その他事案の調査・研究に関すること
常任委員会及び特別委員会等の調査に関すること	議員提出議案に関すること (他課の所管に属することを除く)
請願、陳情に関すること	意見書、決議等に関すること
他県等の調査の対応に関すること	議長の特命調査に関すること
議長会、事務局長会等に関すること (連絡調整に関する事務を除く)	資料及び情報の収集・整理に関すること
官報、公報、新聞等の整理・保管に関すること	図書室の企画・運営に関すること
各種協議会に関すること	議会広聴広報に関すること
所管の情報公開及び個人情報保護に関すること	その他調査に関すること

### (5) 委員会の担当書記

常任委員会及び特別委員会の書記は、議事課、企画法務課職員が担当し、議会運営委員会の書記は、議事課職員が担当しています。

### (6) 議会の自動車 乗用車4台(うち2台は議長・副議長用)を配備

### (7) 議会図書室(企画法務課)

議員の調査研究に資することを目的として、昭和23年10月1日に三重県議会図書室を設置し、官公報その他国及び地方公共団体の刊行物並びに議員活動に必要な図書、資料等を収集、整理及び保存しています。平成31年3月31日現在の蔵書数は約40,000冊です。議員等の利用に支障のない範囲で一般の利用に供しています。

### (8) 各種刊行物(企画法務課)

- ア 「政務調査資料」として「各種事業負担率・補助率調」等を毎年1回発行します。
- イ 「議会提要」及び「議会年報」を毎年1回発行しています。

## (9) 平成 31 年度議会費予算

(単位：千円)

目	30 年度当初	31 年度当初	比較	節					
				区 分	金額				
議 会 費	1,506,337	1,543,896	37,559	1	報 酬	515,801			
				2	給 料	161,072			
				3	職 員 手 当 等	305,403			
				4	共 済 費	138,680			
				7	賃 金	22,086			
				8	報 償 費	1,679			
				9	旅 費	31,140			
				10	交 際 費	429			
				11	需 用 費	13,762			
				12	役 務 費	26,637			
				13	委 託 料	114,762			
				14	使用料及び賃借料	4,800			
				18	備 品 購 入 費	2,802			
				19	負担金、補助及び交付金	204,751			
				27	公 課 費	92			
				計	1,506,337	1,543,896	37,559		1,543,896

## 議会費予算の内訳

(単位：千円)

事業名	金額	財源内訳				一般財源	
		特定財源			一般財源		
		国庫 支出金	地方債	その他			
議 会 費	1,218,512	—	—	88	1,218,424	議員報酬等	787,106
						議員厚生事業費	2,848
						議会運営事業費	90,513
						委員会運営・調査事業費	10,001
						県議会広聴広報推進事業費	122,342
						政策立案機能強化事業費	2,508
						資料・情報整備事業費	4,989
						議員調査支援事業費	197,802
						交際費	403
事 務 局 費	325,384	—	—	—	325,384	人件費	321,724
						議会事務局事務費	3,634
						交際費	26
計	1,543,896	—	—	88	1,543,808		

## 三重県議会の沿革

- 1878(明治11)年 7月 太政官布告として府県会規則が公布され、この府県会規則を基礎に三重県会が組織される。
- 1879(明治12)年 3月 21選挙区、定数50人で最初の県会議員総選挙が行われる。  
4月 最初の通常県会が招集される。(於津寺町願王寺)
- 1880(明治13)年 5月 通常県会を津城内で開く。
- 1881(明治14)年 1月 議員半数改選が行われ、以後、改正府県制の施行まで続く。  
3月 臨時県会で初の常置委員が選挙される。
- 1882(明治15)年10月 臨時県会を再び津寺町願王寺で開く。
- 1883(明治16)年 3月 通常県会を安濃郡下部田村に新築落成の議事堂で開く。
- 1885(明治18)年11月 この年から通常県会は、毎年11月に開く旨改められる。
- 1890(明治23)年 3月 明治22年4月1日津市制施行に伴い、安濃郡から選挙区を独立させ定数を1人と定める。(22選挙区50人)
- 1898(明治31)年 4月 府県制が本県に施行され、常置委員が名誉職参事会員と改称される。  
5月 府県制施行後17選挙区(2市15郡)定数35人で、最初の県会議員選挙が行われる。
- 1899(明治32)年10月 改正府県制施行に伴う県会議員総選挙が実施され、任期4年、参事会員6人となる。
- 1907(明治40)年 8月 明治39年9月1日宇治山田市制施行と人口増で18選挙区(3市15郡)定数36人をもって総選挙が行われる。
- 1911(明治44)年 9月 人口増で定数37人をもって総選挙が行われる。
- 1914(大正 3)年11月 府県制の改正により参事会員7人となる。
- 1923(大正12)年 9月 人口減で定数36人をもって総選挙が行われる。
- 1926(大正15)年 6月 郡制が廃止される。  
11月 府県制の改正により参事会員10人となる。
- 1927(昭和 2)年10月 人口増で再び定数37人をもって普通選挙による県会議員総選挙が行われる。
- 1930(昭和 5)年11月 通常県会を津市栄町に新築落成の新議事堂で開く。
- 1931(昭和 6)年10月 人口増で定数38人をもって総選挙が行われる。
- 1935(昭和10)年10月 昭和8年2月1日松阪市制施行に伴い、飯南郡から選挙区を独立させ19選挙区(4市15郡)で総選挙が行われる。
- 1939(昭和14)年10月 昭和12年4月1日桑名市制施行に伴い、桑名郡から選挙区を独立させ20選挙区(5市15郡)で総選挙が行われる。
- 1943(昭和18)年11月 昭和14年当選議員の任期が戦時中の非常措置として、1年延長される。
- 1944(昭和19)年 3月 更に任期が1年延長される。

- 1945(昭和20)年 3月 更に任期が1年延長される。
- 1946(昭和21)年 8月 更に任期が1年延長される。
- 9月 府県制が道府県制と改正され、この道府県制により現職の議員は初めて行われる議員の選挙期日までの間は、その職に在ることとされる。議事堂を進駐軍に接收されたため、臨時会を津市桜橋通りの旧在郷軍人会館仮議場で開く。
- 12月 道府県制の規定により新たに設置された上野市、鈴鹿市を含め22選挙区(7市15郡)定数51人と定められ、次の総選挙(昭和22年4月)から施行される。
- 1947(昭和22)年 4月 新制度による最初の選挙が行われる。
- 5月 地方自治法施行に伴い、三重県会は三重県議会と改められ、定例会を毎年6回開くことが定められ、常任委員会制度が発足する。
- 6月 進駐軍の議事堂接收のため、新法下最初の議会を津市桜橋通りの仮議事堂で開く。
- 1950(昭和25)年 9月 接收中の津市栄町の議事堂が返還され、定例議会を開く。
- 1951(昭和26)年 4月 人口増で定数52人をもって、地方自治法施行後2回目の一般選挙が行われる。
- 1952(昭和27)年 9月 地方自治法の改正により定例会が毎年4回と改められる。
- 1955(昭和30)年 4月 町村の廃置分合により名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市が設けられ、27選挙区(12市15郡)で、地方自治法施行後3回目の一般選挙が行われる。
- 1956(昭和31)年 6月 条例で定例会の招集回数を毎年4回と定め、常任委員会を6常任委員会制に改める。
- 1959(昭和34)年 4月 安芸郡の設置と阿山郡、名賀郡の選挙区合区により25選挙区(12市14郡)で、地方自治法施行後4回目の一般選挙が行われる。
- 10月 伊勢湾台風の災害対策について審議するため臨時会を開く。
- 1964(昭和39)年 5月 第1回臨時会を津市広明町に新築落成の新議事堂で開く。
- 8月 原子力発電所の設置問題で臨時会を開く。
- 1965(昭和40)年12月 四日市港開発事業団、四日市港管理組合の設立案を可決する。
- 1967(昭和42)年 4月 定数を53人と定め、四日市市、桑名市はそれぞれ1人増、松阪市は1人減とし、選挙区については、公職選挙法の特例法を鈴鹿郡に適用して地方自治法施行後6回目の一般選挙が行われる。
- 1970(昭和45)年 8月 昭和45年8月1日久居市制施行に伴い、一志郡選挙区から久居市選挙区として独立させ、26選挙区(13市14郡)となり、久居市補欠選挙が行われる。
- 1971(昭和46)年 4月 鈴鹿市の選挙区定数を1人増とし、鈴鹿郡1人を削り、亀山市・鈴鹿郡選挙区を合区して1人とし、25選挙区で地方自治法施行後7回目の一般選挙が行われる。

- 1979(昭和54)年 4月 定数を54人に改め、津市、鈴鹿市はそれぞれ1人増、伊勢市は1人減として、地方自治法施行後9回目の一般選挙が行われる。
- 1982(昭和57)年 9月 人口増で法定数は55人となるが、議員定数は54人とする三重県議会議員の定数に関する条例を可決する。
- 1983(昭和58)年 4月 松阪市の選挙区定数3人と飯南郡の選挙区定数1人を、松阪市・飯南郡の選挙区定数4人として、24選挙区で地方自治法施行後10回目の一般選挙が行われる。
- 1986(昭和61)年 9月 人口増で法定数は56人となるが、現行条例定数54人に据え置く。
- 1990(平成 2)年12月 第4回定例会を津市広明町(旧議事堂跡地)に新築落成の新議事堂で開く。(第3回定例会は新議事堂を仮使用)
- 1991(平成 3)年 4月 人口増で名張市選挙区の定数を1人増とし、条例定数55人で地方自治法施行後12回目の一般選挙が行われる。
- 10月 人口増で法定数は57人となるが、現行条例定数55人に据え置く。
- 1997(平成 9)年10月 議会が三重県情報公開条例の実施機関となる。
- 1998(平成10)年 3月 人口増で法定数は58人となるが、現行条例定数55人に据え置く。
- 2000(平成12)年 3月 定数を51人に改め、津市、四日市市、松阪市・飯南郡及び鈴鹿市の各選挙区をそれぞれ1人減とする。(次回の一般選挙から適用)
- 2002(平成14)年 3月 三重県議会の基本理念と基本方向を決議する。
- 2003(平成15)年 2月 本会議場に対面演壇方式を採用し、スクリーンを設置する。
- 4月 条例定数51人で地方自治法施行後15回目の一般選挙が行われる。
- 8月 RDF(ごみ固形燃料)発電所貯蔵槽爆発事故により臨時会を開催し、RDF貯蔵槽事故調査特別委員会を設置する。
- 10月 「分権時代を切り開く交流・連携の推進」を5つ目の基本方向として加えて、三重県議会の基本理念と基本方向を再決議する。
- 2004(平成16)年 5月 議長、監査委員を除く全議員で構成する予算決算特別委員会を設置する。
- 11月 台風21号の災害対策について審議するため臨時会を開く。
- 2006(平成18)年 3月 市町村合併に伴い、選挙区を17選挙区に再編するが、条例定数は51人に据え置く。
- 2006(平成18)年 8月 政治倫理確立特別委員会を設置するため臨時会を開く。
- 12月 三重県議会基本条例を可決する。
- 2007(平成19)年 4月 条例定数51人で地方自治法施行後16回目の一般選挙が行われる。予算決算常任委員会を設置し、従来の行政部門別の常任委員会との複数所属とする。
- 12月 条例改正により、定例会の招集回数を年4回から年2回に改める。
- 2008(平成20)年 4月 条例改正により、政務調査費についてすべての領収書等の添付を義務化する。
- 8月 地方自治法の改正(議員の報酬、議会における協議又は調整を行う場に関する改正)に伴う関係条例の改正等を審議するため、

- 臨時会を開く。
- 2009(平成21)年 8月 法人二税等の歳出還付に係る一般会計補正予算について審議するため、臨時会を開く。
- 2011(平成23)年 4月 条例定数51人で地方自治法施行後17回目の一般選挙が行われる。
- 2012(平成24)年 6月 三重県議会基本条例の一部を改正する条例を可決する。
- 10月 条例改正により、定例会の招集回数を年2回から年1回に改める。
- 2013(平成25)年 2月 地方自治法の改正に伴い、「政務調査費の交付に関する条例」を「政務活動費の交付に関する条例」に一部改正する。
- 2014(平成26)年 5月 定数を45人に改め、鳥羽市の選挙区定数1人と志摩市の選挙区定数2人を合区して鳥羽市・志摩市選挙区、定数2人とするとともに、伊勢市、尾鷲市・北牟婁郡、熊野市・南牟婁郡、多気郡、度会郡の各選挙区の定数を1人ずつ減とする。(次々回の一般選挙から適用)
- 2015(平成27)年12月 議会改革推進会議において、議会の計画やマネジメントの仕組みとして、議員任期4年を見据えた「三重県議会 議会活動計画」を策定する。
- 2018(平成30)年 3月 定数51人に改め、鳥羽市・志摩市選挙区定数2人を鳥羽市選挙区定数1人と志摩市選挙区定数2人とするとともに、伊勢市、尾鷲市・北牟婁郡、熊野市・南牟婁郡、多気郡、度会郡の各選挙区の定数を1人ずつ増とする。(次回の一般選挙から適用)
- 2018(平成30)年 6月 三重県議会基本条例の一部を改正する条例を可決する。
- 2019(平成31)年 4月 条例定数51人で地方自治法施行後19回目の一般選挙が行われる。

# 三重県の概要

※ 参考資料：「三重県勢要覧」（平成30年6月発行）

## （県の沿革）

明治4年11月、廃藩置県（第二次）により安濃津県（翌年に三重県と改称）と度会県が置かれ、**明治9年4月18日、三重県と度会県が統合**されて現在に至っています。

## （地勢）

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、**東西 約80km、南北 約170km**の南北に細長い県土を持っています。平成29年10月1日の総面積は 5,774.41km<sup>2</sup>で、平成27年の県土の利用状況は、森林が総面積の 64.2%、農地 10.4%、宅地 6.9%となっています。

県土は、中央を流れる橿田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯地域と南側の外帯地域に分けられます。内帯地域は東に伊勢湾を望み、北西には養老、鈴鹿、笠置、布引等の山地・山脈が連なっています。一方、外帯地域の東部はリアス式海岸の志摩半島から熊野灘に沿って南下、紀伊半島東部を形成し、西部には県内最高峰 1,695mの日出ヶ岳を中心に紀伊山地が形成されています。

## （行政区画）

明治22年4月に三重県に市制、町村制が施行された当時の市町村数は、1市18町317村の336市町村でしたが、その後の市町村合併により昭和48年に69市町村となり平成15年11月まで続きましたが、平成の大合併により平成18年1月10日に**14市15町の29市町**となり現在に至っています。

## （県のシンボル）

- 県章（昭和39年4月20日制定）

三重県の「み」を力強く雄飛的にデザインしたもので、世界的に有名な**真珠養殖も象徴**している。また、**右上がり**になっている字は、**県が飛躍**することを表している。



- 県民獣 カモシカ（昭和39年11月24日指定）
- 県の木 神宮スギ（昭和41年10月20日指定）
- 県の花 ハナショウブ（昭和44年 9月22日指定）
- 県の鳥 シロチドリ（昭和47年 6月20日指定）
- 県のさかな 伊勢えび（平成 2年11月 2日指定）

## （人口の動向）

**平成29年10月 1日現在の総人口は1,798,886人**（男876,318人 女922,568人）で、前年に比べ8,725人(0.5%)減少した。

国勢調査結果による三重県の人口の推移を見ると、昭和30～35年にわずかに減少したのを除き、大正9年以降増加を続けていたが、平成22年調査から減少に転じた。総世帯数は 720,292世帯で、平成22年に比べ15,685世帯(2.2%)増加した。

## (産業)

### ○ 農業

平成27年2月1日現在の総農家数は 42,921戸(前回の平成22年調査比▲18.0%)で、自給的農家が 17,225戸、販売農家が 25,696戸となり、農家人口(販売農家)は 96,259人(前回調査比▲28.3%)となっている。

平成29年の耕地面積は 59,300ha(前年比▲1.0%)で、種類別にみると、田が 45,000ha、普通畑が8,420ha、樹園地が 5,910haとなっている。

平成27年の農業産出額は 1,091億円(前年比+3.3%)で、種別割合をみると、耕種 57.1%、畜産 39.7%、加工農産物 3.3%となっている。品目別では米が最も多く 236億円(構成比 21.6%)で、以下、鶏 211億円(19.3%)、野菜 153億円(同14.0%)、肉用牛78億円(同7.1%)などとなっている。

### ○ 林業

平成29年3月末現在の森林面積は 372,387haで、保有形態別にみると、私有林が 81.8%と大半を占め、以下、国有林 6.3%、市町林 5.8%、県有林 1.1%などとなっている。また、民有林のうち人工林面積は 218,125ha、天然林面積は 123,170haとなっている。

### ○ 漁業

平成28年の漁業総生産量のうち、海面漁業は 170,426 t(前年比+10.9%)、海面養殖業は 26,320t(同▲2.3)、内水面漁業は 145t(同▲40.8%)、内水面養殖業は 326t(同▲11.2%)となっている。

### ○ 工業

平成28年6月1日現在の事業所数は 4,070事業所(前年比+11.6%)、従業者数は 192,100人(同+1.4%)、製造品出荷額等は 1兆8,986億円(同+3.4%)となっている。

事業所数では食料品製造業の占める割合が 13.0%(530事業所)で最も高く、次いで金属製品製造業が 12.4%(503事業所)、輸送用機械器具製造業が 8.3%(339事業所)となっている。

従業者数では、輸送用機械器具製造業が 19.7%(37,870人)、電子部品・デバイス・電子回路製造業が 9.5%(18,317人)、食料品製造業が 8.8%(16,872人)となっている。

製造品出荷額等では、輸送用機械器具製造業が 21.6%(2兆3,508億円)と最も高く、次いで電子部品・デバイス・電子回路製造業が 17.8%(1兆9,428億円)、化学工業が11.4%(1兆2,385億円)となっている。

### ○ 商業

平成26年7月1日現在の卸売業の事業所数は 3,526事業所、従業者数は 25,611人、年間商品販売額は 1兆7,222億円となっており、一方、小売業の事業所数は 12,997事業所、従業者数が 88,534人、年間商品販売額は 1兆7,495億円となっている。

平成25年の年間商品販売額を業種別にみると、卸売業は建築材料、鉱物・金属材料等卸売業が4,636億円で最も多く、卸売業年間商品販売額の 26.9%を占めており、以下、飲食料品卸売業 4,634億円(構成比26.9%)、機械器具卸売業 4,132億円(同24.0%)と続いている。

小売業は、飲食料品小売業が 4,639億円で小売業年間商品販売額の 26.5%を占めており、次いで機械器具小売業 3,807億円(構成比21.8%)などとなっている。



## 議会の概要

令和元年（2019年）6月発行

編集発行 三重県議会事務局

〒514-8570 津市広明町13番地

電話 059-224-2877

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/>